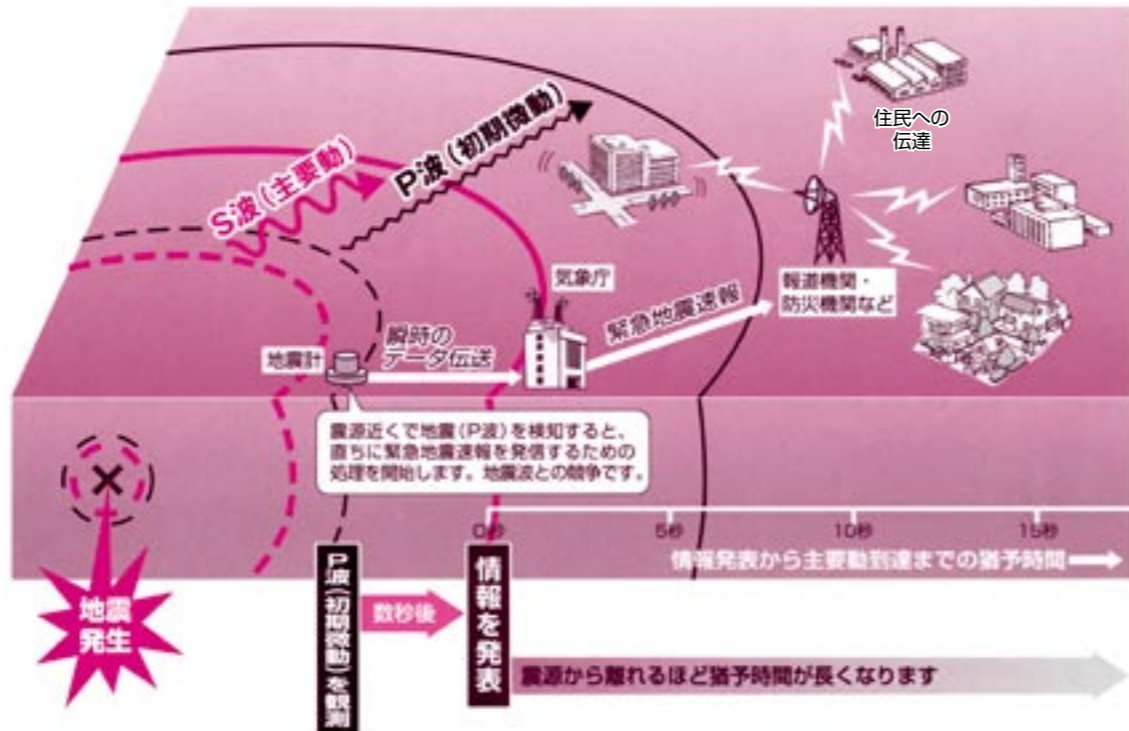


気象庁では、10月1日から「緊急地震速報」を提供できるよう準備を進めています。  
この情報を有効に活用し、身の安全を確保するために最も重要なことは、慌てないことです。  
緊急地震速報が出たときは周囲の状況に応じ、落ち着いた行動を取るよう心掛けましょう。  
なお、緊急地震速報について詳しくは、銚子地方気象台ホームページをご覧ください。

銚子地方気象台ホームページ (<http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/>)

■緊急地震速報のしくみ  
緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)が予測される地域の名前を、揺れが到達する前にテレビやラジオなどを通じてお知らせするものです。



- 震源近くで地震(P波：初期微動)をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算。地震による強い揺れ(S波：主要動)が始まる**数秒～数十秒前に、素早くお知らせ**します。
- 震源に近い地域では、情報が強い揺れに間に合わないことがあります。

■緊急地震速報が出たら  
周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保しましょう。

- ①家庭では
  - 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる
  - 慌てて外へ飛び出さない
- ②人が大勢いる施設では
  - 係員の指示に従い、落ち着いて行動
  - 慌てて出口に走り出さない
- ③屋外では
  - 山やがけ付近にいるときは、落石やがけ崩れに注意
  - ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、看板やガラスなどの落下に注意
- ④自動車運転中は
  - ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止
  - 慌ててブレーキを掛けない



お問い合わせ●銚子地方気象台防災業務課 ☎0479(23)7705

# 国民健康保険からのお知らせ

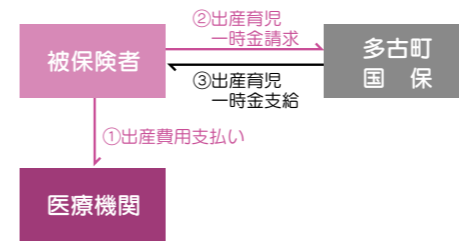
## 出産費用の窓口負担が軽減されます!!

国保被保険者が出産した場合、これまでは申請により後日、出産育児一時金35万円が被保険者に現金で支給されてきました。

8月からは出産育児一時金を直接、町が医療機関へ支払う『受取代理制度』がスタートします。被保険者は、医療機関に出産費用から35万円を差し引いた額を支払うこととなり、一時的な窓口負担は軽減されます。また、出産費用が35万円を下回った場合は、その差額を被保険者へ支給します。

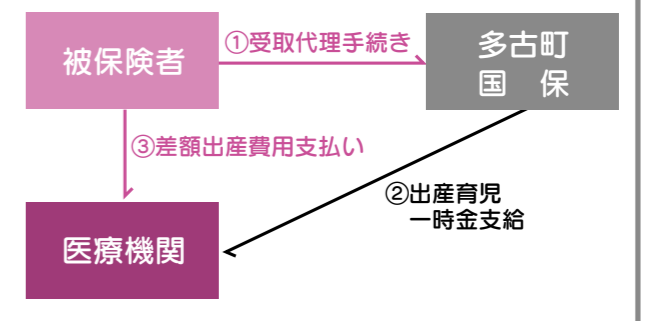
なお、この制度を利用するには、事前の申請手続きが必要となりますのでご注意ください。

### 現行の制度



※受取代理制度を希望されない場合は、現行の制度での取り扱いとなります。

### 19年8月からスタートする『受取代理制度』



### 利用できる方

出産予定日まで1ヵ月以内である国保被保険者の属する世帯主で、次のいずれにも該当する方がこの制度を利用できます。

- ①出産育児一時金の支給が見込まれていること
- ②医療機関などから受取代理について同意を受けていること
- ③出産費資金貸付制度を利用していないこと
- ④国民健康保険税を滞納していないこと

### 申請方法

該当する世帯主は印鑑を持参の上、次の書類を添えて役場住民課国保年金係へ申請してください。

- ア) 出産予定者の国民健康保険被保険者証
- イ) 母子手帳または出産予定日を証明する書類



お問い合わせ●  
住民課国保年金係 ☎(76)5405

## 乳幼児医療費の助成対象が拡大されました!!

これまで3歳未満児を対象としていた通院にかかる乳幼児医療費の助成が、5歳未満児まで拡大されました。適用は8月1日初診分からです。医療機関で受診するときは『乳幼児医療費助成受給券』を忘れずに提示してください。

なお、自己負担額の再認定を行った新たな受給券を、受給者全員へ郵送してあります。今後、保健福祉課から保険証の提示をお願いする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。



### ■8月1日初診分から

対象児	世帯区分	対象内容	自己負担額
5歳未満	町民税所得割課税世帯	通院	1回につき200円
		入院	1日につき200円
	上記の世帯以外	通院	無料
		入院	無料
5歳から小学校就学前まで	町民税所得割課税世帯	入院	1日につき200円
	上記の世帯以外	入院	無料

お問い合わせ●  
保健福祉課保健衛生係 ☎(76)3185